

○飯塚市安全・安心まちづくり団体事業補助金交付要綱

平成22年4月2日

飯塚市告示第93号

(趣旨)

第1条 飯塚市安全・安心まちづくり推進条例(平成21年飯塚市条例第28号)に規定する安全・安心まちづくりの推進をするため、団体が、新たに開始する犯罪の防止のための自主的な活動に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「団体」とは、市民が自主的に組織する団体(ボランティア団体、自治会、PTA、NPO法人等を含む。)であって、地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動を行う団体をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 継続的かつ計画的に、安全・安心まちづくり活動を行うことができる団体
- (2) 代表者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有しない団体
- (3) 法人格を有する者にあつては、法人の役員が、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない団体

(対象事業)

第4条 補助の対象となる事業及びその経費は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする事業、特定の者を対象とした事業、市外で実施する事業その他市長が適当でないと認める事業については、補助の対象としない。

(補助額)

第5条 補助金の額は、1団体につき5万円以内で市長が定める。

(補助の対象期間)

第6条 補助金の対象となる事業の実施期間は、補助金の決定日の属する年度内とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る申請書等の様式その他の補助に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

対象事業	対象経費
団体が行う安全・安心に資する活動	<p>安全・安心まちづくり活動を新たに開始(活動の充実を図ることを含む。)するために必要な次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 備品等購入費 資機材(帽子、ベスト、ジャンパー、腕章、タスキ、拡声器、防犯ベル、懐中電灯、笛等)</p> <p>(2) 研修会及び会議費 経費(会議室使用料、講師謝金、コピー代等)</p> <p>(3) 啓発用品購入費 資機材(ステッカー、看板、パンフレット等の製作、購入費等)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費</p>